

○環境省告示第二十三号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十三条第二号（同令第五十条第一項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣 小沢 鋭仁

土壤汚染対策法施行規則第四十三条第二号（同令第五十条第一項の規定において準用する場合を含む。）の環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。第四号において同じ。）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

二 土地の形質の変更が終了するまでの間、前号の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようすること。

三 原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの指示措置等が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。

四 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帶水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。

イ 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帶水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帶水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帶水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。